

○九州奎人の会会則

九州奎人の会会則	
<p>第1条 (名称) 本会の名称を九州奎人の会とする。</p> <p>第2条 (事務局) 本会の事務局を大工池上算規に置く。</p> <p>第3条 (入会資格) 本会は、原則として九州大工塾受講を経て会長他役員承認を以て組織する。</p> <p>第4条 (目的及び事業) 本会は、木造建築を通して会員相互の親睦と技術の向上を目的とし、事業として九州大工塾、建前学校等を開催する。</p> <p>第5条 (役員) 1 本会運営のために、次の役員を置く。 役員任期は2年とし、再任は妨げない。 会長 副会長 会計 監事 2 各役員職務は次の通りとする。 会長は、本会を代表して会を総括し会議、事業を招集する。 副会長は、会長を補佐し会長に事故等ある時は之を代行する。 会計は、本会の会計を掌握する。 監事は、本会の会計を監査する。</p> <p>第6条 (顧問) 1 本会に、顧問若干名を置くことができる。 2 顧問は、役員会の議決を経て、会長が委嘱する。 3 顧問は、本会の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。</p> <p>第7条 (会議) 本会の会議は、年1回開かれる総会と、前記の役員による役員会とする。</p> <p>第8条 (定足数) 本会の会議は、定数の過半数の出席で成立する。</p>	<p>第9条 (運営) 本会の運営は、会員から徴収する年30,000円の年会費をもってあてる。 各社代表1名の会員とし、他はオブザーバーとする。 オブザーバーの参加会費はその都度徴収とし、参加費用は各会、行事等で案内をする。 既納の会費は、会員の退会の場合においてもこれを返還しない。</p> <p>第10条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。</p> <p>第11条 (会員の資格喪失) 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 ① 会員から退会が提出されたとき。 ② 死亡又は解散 ③ 会費を1年以上納入しなかったとき。 ④ 除名</p> <p>第12条 (除名) 1 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総会員の過半数の議決に基づいてその会員を除名することができる。 ① 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉を毀損する行為をしたとき。 ② 会則又は総会の議決に反する行為をしたとき。 2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに除名を決議する総会において弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>第13条 (届出) 会員は、その氏名又は名称、住所、会員代表者に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届けなければならない。</p> <p>第14条 (変更) この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。</p> <p>付則この会則は、平成30年5月27日から施行する。</p>